

令和2年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和2年9月1日

番 号	請 願 第 2 1 号	受理年月日	令和2年8月21日
件 名	安城市自治基本条例の各条文について質問に答えていただくことを求める請願7		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>自治基本条例は市民参加、市民協働を促進し、市長、議会、議員、住民が共に協力してより良いまちづくりをめざすことを目的とした市の最高規範、市の憲法と認識しています。</p> <p>ここで、私達は本条例について多くの点で疑問を持つことになり、本条例と議会基本条例の趣旨、及び議会基本条例第5条2に従い意見交換会を大屋明仁議長様に求めたところ、各議員個別に対応してほしいとのご指示を受け、今年7月にそれら疑問への説明を求めて書面で議員の皆さまに質問書を提出させていただきました。</p> <p>しかし、どうしたことか条例を遵守すべき議員さんからは全く回答がありませんでした。市の最高規範、憲法である本条例、及び議会基本条例の遵守をお願い申し上げます。</p> <p>ここに、日本国憲法 第16条（請願権）、地方自治法 第124条（請願の提出）、自治基本条例第6条、第9条1、第10条2、第11条、第24条2と3、議会基本条例第2条3、第3条2と5項等に基づき、以下の質問全てに対して、法的、論理的、客観的な根拠を基にした明快な説明をお願いし、『説明責任』（議会基本条例 第3条5項）を果たしていただくことを求めます。</p>		
	<p>○質問1・・・第10条議会の責務及び解説</p> <p>① 市政を監視…二元代表制の議会ですが、昭和38年以後57年間も市長議案を否決していないのではないですか？実際は市長の追認機関ではないですか？そのような議会になぜ税金を払わないといけないのか教えてください。</p> <p>② 市民の意思…議会、議員が市政に反映させるべきものは住民の意思ではないのですか？なぜ住民でもなく、納税もしていない人や団体の意思を市政に反映させるのですか？</p> <p>多くの市民から意見等を聞いて活動することは当然理解しますが、結果的に市政に反映させるのは住民の意思ではないのですか？議会は誰のためのもので、議員はだれのために活動しているのですか？ 私たち住民はなぜそんな議会に税金を払わないといけないのでしょうか？</p> <p>③ 開かれた議会…ブラックBOXの会議（例：委員会の映像配信、各派代表者会議）を改めようとしていないではないか？すぐにでもできることは多々あるのではないですか？なぜやらないのでしょうか？</p> <p>④ 解説ですが、地方分権を推進…何が変わったのか議会、議員は理解しているのですか？地方分権で住民の生活、まちづくりに関して変わったことには何がありますか？代表的なものを5つほどご紹介ください。</p>		

⑤ 政策立案機能を発揮…去年の改選以後、議会が政策立案機能を発揮したものには何がありますか？代表的なものを5つほどご紹介下さい。

⑥ 市民に分かりやすく説明、及び情報を積極的に公開または提供…『議会だより』では、議員個人の賛否を隠しているのではないですか？議会及び議員の最も重要な責務は議案の賛否を決することと理解していますが、会派ごとの賛否に何の意味があるのでしょうか？ご説明ください。また、議会基本条例に明記された意見交換会をなぜ拒否されるのですか？実際、本条例及び議会基本条例の多くは守られていると思えませんが、いつになったら住民は守られていると認識できるのでしょうか？

(注) 念押しをするまでもなく、本条文は当然のこと、議会基本条例の趣旨からしても、この質問書の回答すべてにわたり、わかりやすく説明していただけることを求めます。

要

○質問2・・・第11条議員の責務及び解説

議員はいつ、どこで、どのように市民から負託を受け、さらに市民の代表にまでなったのか？議員は憲法第93条2項や法律で『代表』とは認められておらず、条例の表記として不適切ではないですか？

旨

○質問3・・・そもそも、市の条例に議会、議員があることは市長の指揮下にあるということで、その責任も市長にあるということになります。これは、二元代表制における議会の在り方としておかしくないですか？市長議案を否決しない追認機関となっているのはそのためですか？私たちはそのような議会、議員を選んだ記憶もないし、そのような議会、議員に税金を払いたくないと思うことは間違っていますか？なぜ間違っているのでしょうか？

請願事項

質問について、法的、論理的に詳しくお答えください。なお、私達の質問内容に疑問があれば誠実に回答する予定です。総務企画常任委員会の請願審査日を除き、7日前までに私達に届くよう、その内容を文書にて、議会事務局経由でお寄せいただくことを希望いたします。また、メールでの回答をする場合のためにアドレスの明記をお願いいたします。